

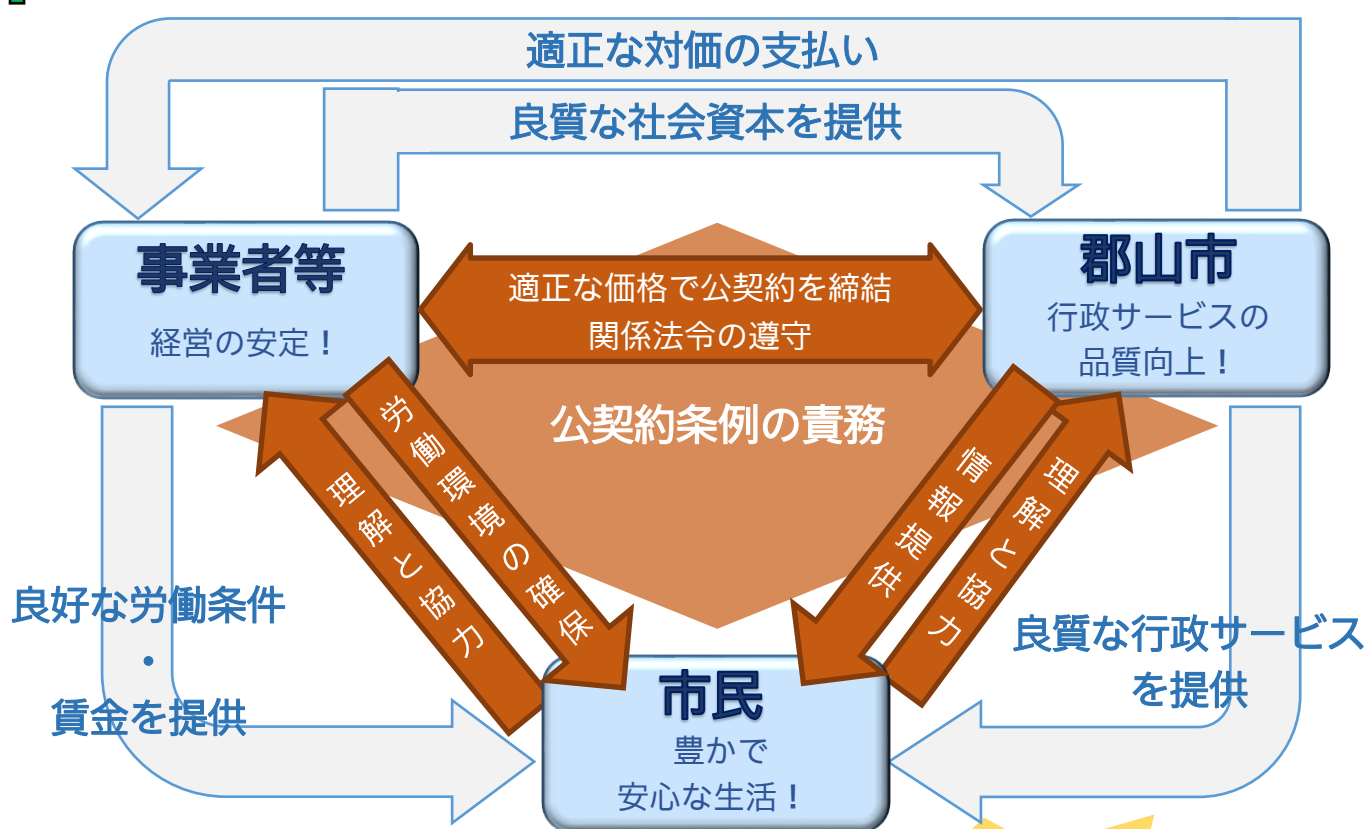
郡山市公契約条例について

■ 公契約条例とは？

郡山市が行政目的を遂行するために事業者等と締結する「公契約」について、市と事業者等の責務を明らかにすることで、地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための条例です！

皆さんの生活に
関わる条例です

■ 公契約条例のイメージ



◎労働環境の報告を行う契約の範囲

- ① 予定価格 1 億円以上の工事又は製造の請負
- ② 予定価格 1 千万円以上の次の業務委託
 - ア 施設の警備（機械警備を除く）
 - イ 施設の清掃
 - ウ 施設の受付又は案内
 - エ 学校給食の調理
 - オ 学校用務員
- ③ 指定管理者との協定

事業者等が条例に違反している疑いがあるときは、市に申し出ることができます。

◎労働者等が申し出できる契約の範囲

- ① 予定価格 200 万円を超える工事又は製造の請負
- ② 予定価格 100 万円を超える左ア～オの業務委託
- ③ 指定管理者との協定

郡山市公契約条例について、詳しくはこちら →



みなさんの働く環境は 守られていますか??

平成 29 年 4 月から郡山市公契約条例が施行されたことに伴い、郡山市と契約する事業者は、労働者の働く環境（労働環境）を確保することが義務付けられました。

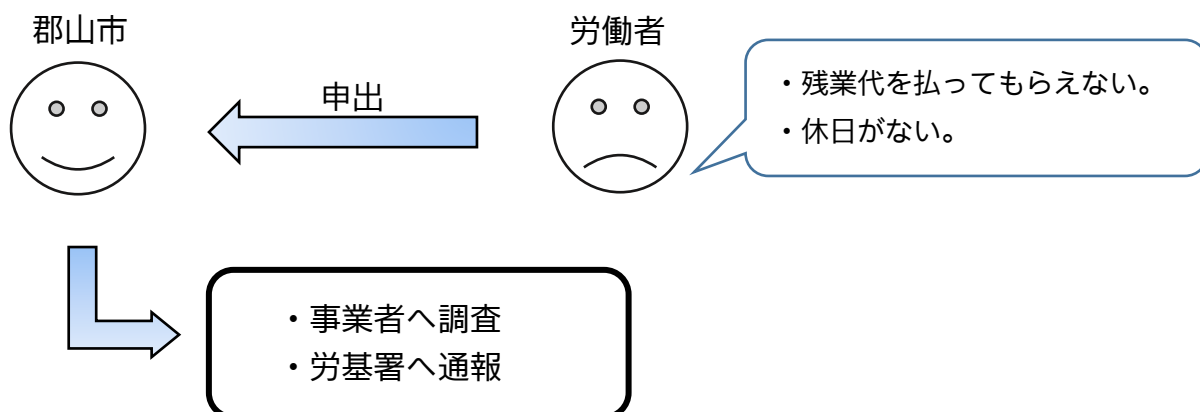
労働者の方は、法令違反等により労働環境が確保されていない場合は、申し出ることができます。

● 労働者の申出とは??

公共事業を受注した事業者が法令違反等の疑いがある場合は、郡山市（上下水道局）が窓口となり、事業者への調査や労働基準監督署への通報を行います。

<対象となる契約>

- ① 予定価格が 200 万円を超える工事又は製造の請負契約
- ② 予定価格が 100 万円を超える次に掲げる業務委託契約
施設の警備（機械警備を除く）、施設の清掃、施設の受付又は案内、学校給食の調理、学校用務員
- ③ 指定管理者と市が締結する施設の管理に関する協定



◎ 法令違反の恐れがある場合はお問い合わせください。

問い合わせ先：郡山市契約検査課契約管理係 024-924-2601

上下水道局総務課契約係 024-932-7643